

# 各種講座を運営する教育訓練施設(スクール)の方へ

(専門実践教育訓練のご案内)

## 1 専門実践教育訓練について

労働者の方の中長期的なキャリアアップを支援するため、平成 26 年 10 月 1 日から、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)を、所定の要件に該当する方が受講した場合に、「専門実践教育訓練給付金」を支給する制度を創設しています。

## 2 対象となる講座は、

次の(1)～(4)のうち、資格試験の受験率及び合格率、就職・在職率などの指定基準を満たすものとして、厚生労働大臣が指定した講座(専門実践教育訓練)が対象となります。

(1) 業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程(※1)

(訓練期間は、1年以上3年以内でかつ資格取得に必要な最短期間)

<対象となる業務独占資格>

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、操縦士、航空整備士

<対象となる名称独占資格>

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師等

※1 養成施設の課程とは

国又は地方公共団体の指定を受けて実施される課程で、訓練修了で①公的資格取得、②公的資格試験の受験資格を取得③公的資格試験の一部免除が可能となる課程。

(2) 専門学校の職業実践専門課程(訓練期間は、2年)

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定(平成26年度～)。

(3) 専門職大学院(訓練期間は、2年以内又は3年以内)

高度専門職業人の養成を目的とした課程

(4) 職業実践力育成プログラム(※3)

(訓練期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定(平成28年度～)。

## 3 講座の指定申請手続きについて

講座の指定は年2回(4月1日・10月1日)行われます。指定の有効期間は3年間です。指定を受けるためには、「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」を満たしている講座であることが必要です。

申請に当たっては、「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の講座を希望する方へ(教育訓練施設向けパンフレット)」をよくお読みください。

■ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058607.html>

次回（平成 28 年 10 月 1 日指定分）の提出受付は、平成 28 年 4 月上旬から 5 月上旬の予定です。

**【講座指定の問い合わせ先】**

厚生労働省 職業能力開発局 キャリア形成支援課  
 住所 〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2  
 電話 03-5253-1111 F A X 03-3502-8932

**【指定申請書類の送付先】**

中央職業能力開発協会 能力開発支援部（キャリアアップ支援課）  
 住所 〒160-8327 新宿区西新宿 7-5-25 西新宿木村屋ビルディング  
 電話 03-6758-2828・2824 F A X 03-3365-2716

平成 27 年 10 月 1 日現在、富山県内で対象となっている講座は以下のとおりです。  
 また、全国の指定講座一覧は、厚生労働省のホームページでお知らせしていますので、ご確認ください。

目標とする資格等名称	施設名	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
職業実践専門課程（情報処理）	富山情報ビジネス専門学校	情報システム学科	通学	昼間	24 ヶ月
職業実践専門課程（情報）	富山情報ビジネス専門学校	デジタルメディア学科	通学	昼間	24 ヶ月
職業実践専門課程（情報）	富山情報ビジネス専門学校	インターネットビジネス学科 Web コース	通学	昼間	24 ヶ月
職業実践専門課程（情報）	富山情報ビジネス専門学校	インターネットビジネス学科 システム運用コース	通学	昼間	24 ヶ月
職業実践専門課程（商業実務その他）	富山情報ビジネス専門学校	医療事務学科	通学	昼間	24 ヶ月
介護福祉士	富山福祉短期大学	社会福祉学科 介護福祉専攻	通学	昼間	24 ヶ月
保育士	富山福祉短期大学	幼児教育学科	通学	昼間	24 ヶ月
美容師	専門学校 富山ビューティカレッジ	衛生専門課程美容科（昼間）	通学	昼間	24 ヶ月
介護福祉士	北陸ビジネス福祉専門学校	介護福祉学科	通学	昼間	24 ヶ月
精神福祉士	北陸ビジネス福祉専門学校	精神保健福祉学科	通学	昼間	12 ヶ月
助産師	富山県立総合衛生学院	助産学科	通学	昼間	12 ヶ月
保健師	富山県立総合衛生学院	保健学科	通学	昼間	12 ヶ月
建築士	富山クリエイティブ専門学校	建築学科建築設計コース	通学	昼間	24 ヶ月

**4 専門実践教育訓練給付金の概要**

在職者又は離職後 1 年以内の方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するものです。

【給付の内容】○ 受講費用の 40%（上限年間 32 万円）を 6 か月ごとに支給。また、訓練修了後 1 年以内に資格取得等し、就職した場合には、受講費用の 20%（上限年間 16 万円）を追加支給。

【支給要件】○ 雇用保険の被保険者期間 10 年以上（初回の場合は 2 年以上）を有する方

専門実践教育訓練給付金の詳細については、最寄りの各ハローワークへお問い合わせください。